

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するもので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

| | | |
|--|---|------------|
| 特例贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の①の金額） | ㊦ | 3,000,000円 |
| 一般贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の②の金額） | ㊧ | 1,500,000円 |
| 配偶者控除額 （申告書第一表の③の金額） | ㊨ | 0円 |
| 暦年課税分の課税価格の合計額【㊦+㊧-㊨】 （申告書第一表の④の金額） | ㊩ | 4,500,000円 |
| 基礎控除額 | ㊪ | 1,100,000円 |
| ㊩の控除後の課税価格【㊩-㊪】 （申告書第一表の⑤の金額） | ㊫ | 3,400,000円 |
| ㊫の金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。 | ㊬ | 410,000円 |
| 特例贈与財産に対応する税額 【㊫×㊦/㊩】 | ㊭ | 273,333円 |
| ㊫の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。 | ㊮ | 430,000円 |
| 一般贈与財産に対応する税額 【㊫×（㊧-㊨）/㊩】 | ㊯ | 143,333円 |
| 税額（㊬+㊯） （申告書第一表の⑦欄に転記します。） | ㊰ | 416,666円 |

（例）特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合

（特例贈与財産の価額（㊦）と一般贈与財産の価額（㊧）の合計額（㊩）から基礎控除額（㊪）を控除した課税価格（㊫）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算した税額（㊬・㊯）について、それぞれ（1）及び（2）のとおり按分計算し、その合計額（㊰）を計算します。

- 特例贈与財産に対応する税額（㊬及び㊭欄の計算）
 $㊫13,900,000円 \times 40\%$ （特例税率） $-1,900,000円$ （控除額） $=㊬3,660,000円$
 $㊬3,660,000円 \times (㊦5,000,000円 / ㊩15,000,000円)$
 $=㊭1,220,000円$ （注：1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）
- 一般贈与財産に対応する税額（㊮及び㊯欄の計算）
 $㊫13,900,000円 \times 45\%$ （一般税率） $-1,750,000円$ （控除額） $=㊮4,505,000円$
 $㊮4,505,000円 \times (㊩10,000,000円 - ㊨0円) / ㊩15,000,000円)$
 $=㊯3,003,333円$ （注：1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）
- 贈与税額の計算（㊰欄の計算）
 $㊭1,220,000円 + ㊯3,003,333円 = ㊰4,223,333円$

【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限り、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

| | | | | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 基礎控除後の課税価格 | 2,000千円以下 | 4,000千円以下 | 6,000千円以下 | 10,000千円以下 | 15,000千円以下 | 30,000千円以下 | 45,000千円以下 | 45,000千円超 |
| 特例税率 | 10% | 15% | 20% | 30% | 40% | 45% | 50% | 55% |
| 控除額（特例税率） | — | 100千円 | 300千円 | 900千円 | 1,900千円 | 2,650千円 | 4,150千円 | 6,400千円 |

【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

| | | | | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|-----------|
| 基礎控除後の課税価格 | 2,000千円以下 | 3,000千円以下 | 4,000千円以下 | 6,000千円以下 | 10,000千円以下 | 15,000千円以下 | 30,000千円以下 | 30,000千円超 |
| 一般税率 | 10% | 15% | 20% | 30% | 40% | 45% | 50% | 55% |
| 控除額（一般税率） | — | 100千円 | 250千円 | 650千円 | 1,250千円 | 1,750千円 | 2,500千円 | 4,000千円 |

特例贈与財産の価額（㊦3,000,000円）と一般贈与財産の価額（㊧1,500,000円）の合計額（㊩4,500,000円）から基礎控除額（㊪1,100,000円）を控除した課税価格（㊫3,400,000円）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額（㊬410,000円・㊮430,000円）について、それぞれの財産の価額に対応する税額（㊭273,333円・㊯143,333円）を計算し、その合計額（㊰416,666円）を計算します。